

プロポーザル参加者 様

建築局営繕企画課長

提案資格に関する質問に対する回答書

件名：金沢区民文化センター（仮称）新築工事に伴う設計業務委託

上記の件の提案資格に関して質問がありましたので、次のとおり回答します。

No.	質 問	回 答
1	<p>当事務所は、参加資格要件の（１）一棟で延べ面積 1,000 平方メートル以上（既存部分の床面積を除く。）の建築物の新築の実績は有しておりますが、（２）国又は地方公共団体が発注した公共建築物の新築又は増築工事の実績はございません。</p> <p>多くの個人事務所では、主に実績の点で、参加要件が厳しく公共工事を受託することが難しい状況にあります。</p> <p>設計監理能力的には民間工事の実績で十分だと考えます。</p> <p>参加資格要件を、（１）、（２）のどちらか一方としていただけませんか？</p>	<p>提案資格は実施要項に記載のとおり、「一棟で延べ 面積 1,000 平方メートル以上の建築物の新築又は増築工事の実績」「国又は地方 公共団体が発注した公共建築物の新築又は増築工事の実績」の両方を必要とします。</p>
2	<p>2 設計業務実績について、管理技術者が前職で担当していた実績も可でしょうか？</p>	<p>実施要綱に記載のとおり、過去に所属していた組織の実績でも可とします。</p>
3	<p>2023 年 3 月の設計完了実績があるのですが、竣工実績が必要でしょうか？</p>	<p>実施要綱に記載のとおり、令和 5 年 3 月 31 日までにしゅん工した工事の実績とします。令和 5 年 3 月 31 日までにしゅん工していない工事の実績は含みません。</p>
4	<p>〈1 提案資格の(2)設計業務実績〉について、「平成 25 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間にしゅん工した」とありますが、令和 4 年 6 月 10 日に確認申請が下り、令和 5 年の 4 月 24 日にしゅん工・引き渡す物件を業務実績として記載してもよろしいでしょうか。</p>	<p>実施要綱に記載のとおり、令和 5 年 3 月 31 日までにしゅん工した工事の実績とします。令和 5 年 4 月 24 日にしゅん工した工事の実績は含みません。</p>

5	<p>提案資格の（２）設計業務実績について質問です。 ア及びイについては、海外の実績も含まれるでしょうか</p>	<p>日本における建築基準法に基づいた公共建築物の実績が必要と考えるため、海外の実績は含みません。</p>
6	<p>プロポーザル実施要項 P 5 の 1 参加資格（２）設計業務実績イは、「地方公共団体が発注した公共建築物の新築または増築」と記載されており、参加意向申出書の別紙の（２）設計業務実績イは、「規模、工事種別は問わない」となっております。 設計業務実績の「ア」の条件は満たし、「イ」は地方公共団体が発注した公共建築物のトイレ等の改修設計業務（工事対象床面積約 3 0 0 ㎡）の実績がある場合、参加資格を得ることはできるのでしょうか？</p>	<p>実施要項に記載のとおり、新築または増築の設計業務実績とします。改修は含みません。 ご指摘の記載については訂正します。</p>
7	<p>1 提案資格に、「提案の資格を有する者は、単体の企業とし」と、又 P.9 11 その他（５）に「当該業務を受託した設計事務所等（協力を受ける他の設計事務所等を含む。）が」とございますが、意匠設計事務所および構造設計事務所の合同での参加は可能でしょうか。</p>	<p>実施要項に記載のとおり、提案の資格を有する者は、単体の企業とします。 ただし、協力事務所として、提案書作成等に係ることはかまいません。</p>
8	<p>意匠設計事務所および構造設計事務所の合同での参加が可能な場合、（２）設計業務実績は、どちらの事務所の実績でも可能でしょうか。</p>	<p>実施要項に記載のとおり、実績は単体の企業または本業務を担当する管理技術者個人の実績とします。</p>
9	<p>構造設計事務所として、本プロポーザルへの参加は可能でしょうか。 参加可の場合、（２）設計業務実績は、構造設計業務としての実績をご提出することとなりますが、実績として問題ございませんでしょうか。</p>	<p>実施要綱に記載の条件を満たせば、構造設計事務所としての参加は可とします。 ただし、構造設計業務のみの場合は実績に含みません。</p>
1 0	<p>（３）技術者配置において、「イ 提案者の組織に所属していること。」とございますが、意匠設計事務所と構造設計事務所の合同参加が可能な場合は、「管理技術者」は、どちらの所属の者でも宜しいでしょうか。</p>	<p>管理技術者は単体の企業に所属している必要があります。</p>
1 1	<p>意匠設計事務所および構造設計事務所の合同での参加が可能な場合、「参加意向申</p>	<p>「一級建築士事務所登録が確認できる書類」は、単体の企業の書類が必要です。</p>

	出書」の(1)イの「一級建築士事務所登録が確認できる書類」は、両社の書類提出が必要となりますか、あるいは、どちらか一方の書類の提出のみで宜しいでしょうか。	
1 2	「参加意向申出書」表紙にごぞいます連絡担当者については、「書類：代表者でない場合は、提案者の組織に所属していることがわかる保険証等」の提出は不要でしょうか。	「組織に所属していることがわかる保険証等の書類」は、本業務を担当する管理技術者のみ必要です。その他の者の当書類の提出は必要ありません。
1 3	意匠設計事務所と構造設計事務所の合同参加が可能な場合は、「参加意向申出書」表紙にごぞいます連絡担当者は、どちらの事務所の者が担当しても問題ございませんでしょうか。	連絡担当者は、本プロポーザルの事務連絡の際に使用させていただきます。
1 4	設計業務実績について、基本設計のみ実施設計のみのどちらかの実績でもよろしいでしょうか。	基本設計のみは不可とします。
1 5	一棟で延べ面積 1000 平方メートル以上の建築物とありますが、同一敷地内の不可分な別棟建築物の合算でも可能でしょうか。	実施要項に記載のとおり、一棟の建築物の実績とします。同一敷地内の不可分な建築物であっても、別棟の場合は、工事の対象となる一棟が1,000㎡以上である必要があります。
1 6	「設計業務実績」について、指定の様式(要項様式 4) 以外に別途説明書類(1 物件あたり A4×1 枚程度) を添付しても良いでしょうか。	かまいません。
1 7	「設計業務実績が確認できる書類の写し」について、要項に記載の「確認申請あるいは計画通知書、設計契約書、図面の写し等」以外に、「業務契約締結者(前職での実績の場合は前職事務所)が発行する従事証明書」や「設計者が確認できる雑誌等の写し」でも良いでしょうか。	客観的に実績が確認できるものであれば、「業務契約締結者(前職での実績の場合は前職事務所)が発行する従事証明書」や「設計者が確認できる雑誌等の写し」でも可とします。
1 8	再委託として業務を担当した実績は可能でしょうか	再委託の内容によります。書類提出確認後、個別対応いたします。
1 9	実績を証明する書類に関して、雑誌掲載がないため、担当していたと証明するのが容易ではありません。また複雑な契約形態になっている物件もあります。	客観的に実績が確認できるものであれば可とします。書類提出確認後、個別対応いたします。

	<p>下記の(1)～(4)のパターンの書類でも問題ないでしょうか？もしくはその他に問題のない書類の組み合わせ方法がありましたらご教授下さい。</p> <p>(1)元請けの受注契約書の写し+再委託の契約書</p> <p>(2)確認申請書の写し(抜粋)+業務過程における議事録</p> <p>(3)確認申請書の写し(抜粋)+業務過程におけるメールやり取り記録</p> <p>(4)自治体関係者とのやりとりメール(施主が自治体である証明)+再委託の契約書</p>	
20	協力事務所は他の提出者と重複してもよいか。	かまいません。
21	提出資格については、横浜市一般競争入札有資格者名簿の登録がない場合であっても、一級建築士事務所登録のみがあれば提出資格要件を満たすか。	実施要項に記載のとおり、横浜市一般競争入札有資格者名簿に登録されていない場合でも、一級建築士事務所登録の確認ができれば可とします。ただし、受託者として特定された場合は有資格者名簿への登録手続きを行ってください。
22	協力事務所についても、設計業務実績の要件を満たしている必要があるか	満たす必要はありません。
23	<p>1. 設計業務実績について</p> <p>『企業又は本業務を担当する監理技術者個人の実績(当該実績が過去に所属していた組織の者であっても可とする)』と記載がありますが、共同企業体(JV)における実績も含むことは可能でしょうか。</p>	共同企業体(JV)における実績も可とします。
24	<p>設計業務実績が確認できる書類(確認申請書あるいは計画通知書の二面、三面、四面および、検査済証等)に関してですが、前職での業務実績の場合で、上記の確認申請書、検査済証等に氏名の記載がない場合、設計などの業務に関する報告書、あるいは前職の勤務先の責任者に発行してもらった証明書等で、実績が確認できる書類とすることは可能でしょうか？</p> <p>また、元請建築士事務所の基本設計・実施設計業務に関わる設計補助をした場合の業務委託契約書(注文書)を設計業務実績</p>	<p>客観的に実績が確認できるものであれば、報告書や証明書類、業務委託契約書等でも可とします。</p> <p>設計補助業務については内容によります。書類提出確認後、個別対応いたします。</p>

	が確認できる書類とすることは可能でしょうか？	
25	実施要項 P1～2 「ア建築局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会委員」、「イ（略）プロポーザル評価委員会委員」とあるが、前者が参加資格を、後者が1次2次含めプロポーザルの審査を行うという理解で正しいでしょうか？	建築局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会委員は、受託候補者等の特定に関する決定を行います。 プロポーザルの評価についてはプロポーザル評価委員会委員が行います。 なお、提案資格の審査については事務局が行います。
26	実施要項 P5 横浜市の入札有資格者名簿について、一級建築士事務所登録の確認ができれば、入札参加は特に不要という理解で正しいでしょうか？	実施要項に記載のとおり、横浜市一般競争入札有資格者名簿に登録されていない場合でも、一級建築士事務所登録の確認ができれば可とします。ただし、受託者として特定された場合は有資格者名簿への登録手続きを行ってください。
27	【Ⅱ プロポーザルの手続きについて】_1 提案資格_（2）設計業務実績 設計業務実績が確認できる書類とありますが、雑誌の写しでも可能でしょうか。	客観的に実績が確認できるものであれば、雑誌の写しでも可とします。
28	8 二次評価の実施 プレゼンテーションで使用する資料は、1次で提出した提案書の内容のみ使用可能でしょうか。あるいはプレゼンテーション用に新規に資料を作成することは可能でしょうか。	今回は参加資格に関する質問には回答しません。当質問については、「計画条件等に関する質問」の際に、再度提出してください。
29	敷地のCADデータを提供していただくことは可能でしょうか	今回は参加資格に関する質問には回答しません。当質問については、「計画条件等に関する質問」の際に、再度提出してください。

担 当 横浜市建築局公共建築部営繕企画課
中口、松下
電 話 045-671-2916
電子メール kc-proposal@city.yokohama.jp